

科学技術・学術審議会 産業連携・地域振興部会及び大学研究力強化部会  
産業競争力・研究力中核大学群に関するワーキンググループの開催について

令和 8 年 6 月 8 日  
産業連携・地域振興部会  
大学研究力強化部会

## 1. 趣旨

文部科学省は、経済産業省と共同で、令和 8 年 4 月に「世界で競い成長する大学経営のあり方に関する研究会」の中間とりまとめを行い、我が国の産業競争力強化に資する研究大学群を新たに形成する方針とした。本ワーキンググループ（以下「WG」）は、当該方針の具体化に向けた検討を進めるとともに、世界と競い成長する大学の実現に必要な制度設計や支援の在り方について、調査・審議を行うことを目的として設置する。

なお、本 WG は、経済産業省の産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会に設置されるワーキンググループと合同で開催予定である。また、科学技術・学術審議会産業連携・地域振興部会と大学研究力強化部会が適宜協力しながら調査・審議を進める。

## 2. 主な検討事項

- (1) 産業競争力強化に貢献する研究大学のあり方について
- (2) 我が国大学の競争力強化に向け規制緩和・制度改革・支援措置により対応すべき事項
- (3) 大学の実務指針となる大学経営に関するガイドラインの策定に向けた検討
- (4) その他、前各号に関連して必要な事項

## 3. 開催期間

令和 8 年 6 月～令和 9 年 2 月（予定）

## 4. WG 委員等について

- (1) 科学技術・学術審議会産業連携・地域振興部会運営規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、大学研究力強化部会部会長と協議の上、産業連携・地域振興部会部会長の指名により、WG 委員は別紙のとおりとする。
- (2) 同規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、大学研究力強化部会部会長と協議の上、WG の主査は産業連携・地域振興部会部会長が指名する。

(3) **WG** の主査は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

#### 5. その他

(1) 本 **WG** の庶務は、科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課及び研究振興局大学研究基盤整備課大学研究力強化室が協力の下処理する。

(2) ここに定めるもののほか、**WG** の議事の手続きその他 **WG** の運営に関し必要な事項は、**WG** の主査が定める。